



14-25 MARCH 2022



CSW66

COMMISSION ON THE STATUS OF WOMEN

CLIMATE CHANGE • ENVIRONMENT
DISASTER RISK REDUCTION

GENDER EQUALITY AT THE CENTRE OF SOLUTIONS

JAWWニュースレポーター — 報告

牛田優菜

報告の内容

- 自己紹介
- 私が参加したサイド・パラレルイベントの紹介
- CSW66で学んだこと
- 今後の課題
- 参考資料

自己紹介

牛田 優菜 (22)



- 2022年3月 関西学院大学 国際学部 卒業
 - 9月より University of East Anglia
MA Gender Analysis in International Developmentに進学
 - 学生団体「HeForShe関西学院大学」元代表
 - 兵庫県立男女共同センター
「第24期男女共同参画アドバイザー養成塾」修了
 - 広島平和構築人材育成センター (HPC)
「平和構築入門スクール」受講中
- JAWWユースレポーターに応募した理由
卒業研究で学んだ女性の人権について理解を深めたい
- CSW66の目標
気候変動と人権の関係性について知識を深める

私が参加したサイド・パラレルイベントの紹介

サイドイベント

「Human rights and gender equality in the context of climate change, the environment and disaster risk reduction」

Organized by OHCHR

Co-sponsored by Fiji, Morocco, the Marshall Islands, Slovenia, UNEP and UNDRR

気候変動と環境・災害リスク削減に対して、ジェンダーに対応した人権に基づく政策や行動を進めることで「清潔かつ健全で持続可能な環境で暮らす権利」を促進することができることを議論

Tuesday 22 March 2022 - 12:00 – 13:30 EST - [Register here](#)

A [CSW66](#) side event organized by the [UN Human Rights Office](#) with the co-sponsorship of UNEP, UNDRR and the Permanent Missions of Fiji, the Marshall Islands, Morocco and Slovenia

私が参加したサイド・パラレルイベントの紹介

「Human rights and gender equality in the context of climate change, the environment and disaster risk reduction」

★国連人権理事会 決議48/13

- ・ 「清潔かつ健全で持続可能な環境で暮らす権利（以下、環境権）」を
人権として認めた
- ・ 環境・気候変動問題を人権問題と捉える認識を示した (United Nations, 2021)

決議内容

1. 「環境権」は人権の享受にとって重要な権利である
2. 「環境権」は既存の国際法に関連している
3. 「環境権」を促進するためには国際環境法の原則の下、多国間環境協定を完全に実施することが必要である など (United Nations Document, A/HRC/RES/48/13)

この決議は、気候変動対策における「Game Changer」である。

- David Boyd, UN Special Rapporteur on human rights and the environment

私が参加したサイド・パラレルイベントの紹介

「Human rights and gender equality in the context of climate change, the environment and disaster risk reduction」

★ジェンダーに対応した人権に基づくアプローチ

- 発展の課題を「**人権の享受がなされていない状況**」と捉える
- 「**人権基準**」と「**人権の原則**」を重視
 - 人権基準：個々の国際人権条約などで定められた具体的な権利
 - 人権の原則：普遍性と非剥奪性、不可分性、相互依存・相互関連性、非差別と平等、参加と包含、説明責任と法の支配
- **権利保有者(rights-holders)**が権利を要求でき、**責務履行者(duty-bearers)**が責務を履行できるように支援する方法を考える

(United Nations Sustainable Development Group, 2003; 訳文は川村2005)
(国際協力機構企画部, 2014)



人権の視点を加えることにより、各国政府に対して国際人権条約に基づいた人権義務や説明責任を求めることができ、より強制力を持った気候変動対策を推し進めることができる

CSW66で学んだこと

気候変動への取り組み

1. 科学的知見に基づいた技術的なアプローチ
2. 気候変動を人権問題と捉える人間を中心としたアプローチ

女性と少女のための気候正義



今後の課題

Q1：ジェンダーに対応した人権に基づくアプローチでは、権利保有者と責務履行者を明確にする必要があるが、気候変動による損害の責任を特定の政府に求めることがどの程度可能なのか？

Q2：異なる方法で発展してきた気候変動に関するレジームと人権レジームはどう結び付けることができるのか？

参考資料

United Nations. “Access to a healthy environment, declared a human right by UN rights council.”

UN News, 8 October 2021. <https://news.un.org/en/story/2021/10/1102582>.

United Nations Document. A/HRC/RES/48/13. *The human right to a clean, healthy and sustainable environment*, 18 October 2021.

United Nations Sustainable Development Group. *The Human Rights Based Approach to Development Cooperation Towards a Common Understanding Among UN Agencies*, September 2003.

川村暁雄「開発協力における人権に基づく開発アプローチ（RBA）の可能性：対カンボジア援助政策の検討により」『神戸女学院大学論集』52巻1号2005年7月15日、83－102頁。

国際協力機構企画部「Rights Based Approachとは」2014年3月、

https://www.jica.go.jp/activities/issues/special_edition/security/ku57pq00002j5bmp-att/with_rights_based_approach.pdf（最終閲覧日：2022年5月15日）。